

■ 1. 社会教育とは

社会教育は、社会教育法で「学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーション活動を含む）」と述べられていますが、学校以外でおとなや青少年が行う学習・文化・スポーツ・レクリエーション活動のことです。すなわち、学校卒業後のおとなや高齢者の学習・文化・スポーツ活動や青少年の地域での活動ー子供会、スポーツ少年団、野外活動、ボランティア活動などーを含む、市民の生涯にわたる学習・スポーツ活動のことです。

■ 2. 社会教育主事とは

こうした市民の生涯にわたる学習・スポーツ活動である社会教育を奨励することが、社会教育行政に携わる教育委員会に求められていますが、都道府県や市町村の教育委員会の事務局で社会教育に関する仕事をする「専門的教育職員」が社会教育主事です。

■ 3. 社会教育主事の基礎資格について

社会教育主事になる資格は、大学で基礎資格を取得し、卒業後、1年以上「社会教育に関係のある事業における業務」に従事すること（ボランティアとして携わることも含む）で得ることができます。大学での基礎資格は、「大学に2年以上在学して、62単位以上を修得し、かつ、大学において文部省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者」（社会教育法）に与えられます。この「社会教育に関する科目」を開設しているのが「社会教育の基礎資格取得のための課程」（社会教育課程）です。

■ 4. 社会教育課程を履修する意義

社会教育主事としての職は、ほとんど教育委員会の事務局にしか置かれていないため、数が非常に限られていて、基礎資格を取得しても就くことができる可能性が極めて少ない職になっています。

しかし、社会教育課程を履修することは、以下のような意義があります。

（1）「社会教育に関する職」に求められる力をつけることができる

高齢化・情報化・国際化という社会の進展の中で「生涯学習時代」を迎え、また市民のボランティア活動やNPO（民間非営利団体）の活動などへの注目が高まってきて、市民の生涯にわたる学習・文化活動に関わる社会教育の重要性はますます増大しています。このような市民の学習・スポーツ活動は、行政だけではなく、**民間教育産業・スポーツ産業**も担っていて、社会教育課程を履修することは、そうした「社会教育に関係する職」に求められる資質や能力の養成に結びつくものです。

（2）公務員になるのに役立つ

社会教育課程の科目（特に「社会教育実習」や「社会教育演習」）では、地域の施設や活動にボランティアとして継続的に参加して、地域の人びとの学習や活動について実地に学びます。こうした市民のボランティア活動やNPO活動の実際を知ることは、「行政と市民の協働」が求められている現在、公務員になるのに役立ちます。

（3）「実習」や「演習」を通して＜企画力やコミュニケーション力＞をつけることができる

「社会教育実習」や「社会教育演習」では、地域の活動に参加し、地域の人びとー家族や友人以外の「おとな」ーと関わることになりますが、その関わりを通して＜コミュニケーション力＞をつけることができます。また、「実習」などでは、実際の活動の企画にも関わるので、＜企画力＞をつけることもできます。＜コミュニケーション力＞や＜企画力＞は、どのような職業を選択するとしても必要とされる＜就業力＞に結びつきますが、こうした力をつけることのできる「アクティブ・ラーニング」（能動的学修）が、現在、大学教育に求められています。

■ 5. 社会教育に関する科目（2011年度入学者から適用）

省令科目		1年次		2年次		3年次		資格要件単位数	
		授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位		
必修科目	生涯学習概論	生涯学習論Ⅰ	2					4	28 以上
		生涯学習論Ⅱ	2						
	社会教育計画			社会教育計画Ⅰ 社会教育計画Ⅱ	2 2			4	
	社会教育演習, 社会教育実習 又は 社会教育課題研究			社会教育実習Ⅰ 社会教育実習Ⅱ	2 2	社会教育演習Ⅰ 社会教育演習Ⅱ 社会教育課題研究(休講)	2 2 4	8	
選択必修科目	社会教育特講	社会教育特講Ⅰ		人権教育 女性学・男性学 *現代教育の課題Ⅰ	2 2 2			4 以上	12 以上 28 以上
				ワークショップ論 若者文化論 メディア・リテラシー	2 2 2			4 以上	
				地域の国際化と教育 ボランティア活動論 生涯スポーツと社会教育	2 2 2			4 以上	
	社会教育特講Ⅱ	社会教育特講Ⅱ							

(注)

- ＊印は「教職に関する科目」と共通の授業科目であることを示す。
- 登録は原則として2年次で行う。
- 資格要件単位数＝必修科目は16単位、選択必修科目は3系統からそれぞれ2科目4単位以上で計12単位以上、合計28単位以上を修得すること。
- 省令科目「社会教育演習、社会教育実習又は社会教育課題研究」に該当する本学の授業科目「社会教育課題研究」(4単位)については、当分の間、休講とする。

■ 6. 社会教育課程の履修について

(1) 課程登録について

社会教育課程を履修するには、課程登録をしなければなりません。1年次に「生涯学習論Ⅰ」、「生涯学習論Ⅱ」を履修するには、仮登録が必要です。本登録は、2年次以降に行います。その際、登録費を納入する必要があります。4月のはじめに仮登録説明会及び本登録説明会を行いますので、履修希望者は、掲示等で確認して必ず出席してください。

(2) 「社会教育に関する科目」の履修について

課程登録をすませると、「社会教育に関する科目」を履修することができます。履修登録時に「社会教育に関する科目」を登録してください。

(3) 特別講義について

社会教育課程の履修にあたっては、「社会教育に関する科目」の履修のほか、課程履修者全員を対象に行う特別講義への参加が求められます。日程等については掲示でお知らせします。